|  |
| --- |
| **ご　案　内** |

事　業　者　 様

島田労働基準協会

TEL(0547)35-4522

FAX(0547)35-5191

info@shimakikyo.jp

令和６年度新入者安全衛生教育の開催について

　労働安全衛生法では、新たに労働者を雇い入れたときは、事業者は必要な安全衛生教育を行わなければならないと規定されております。（安全衛生法第５９条）この教育を事業者に代わって当協会が安全、労働衛生に優れた講師により下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、この講習は、概ね新規学卒採用者を対象として設定したものですが、中途採用の方でも構いませんので、その旨申し添えさせていただきます。

記

**１．日　　時**　　　　令和 ６年 ４月１０日（水）または１１日（木）のいずれか１日

午後１時３０分　～　午後４時３０分

**２．会　　場**　　　　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

**３．講　　師**　　　　島田労働基準監督署長（予定）及び元労働基準監督署長

**４．受 講 料**（テキスト代・消費税を含む）

　　　　　　　　　　島田労働基準協会の会員事業所は１名につき　　　５,５００円

　　　　　　　　　　　　　〃　　　　　非会員事業所は１名につき　　７,７００円

**５．お申込み方法**

（１）受講申込書に受講希望日と所要事項を記入し、当協会へお申し込み下さい。

定員は各８０名程度です。

（２）テキストは当日お渡しします。

（３）申込後の取消しは、開催日の７日前までにご連絡をいただいた場合に限り

受講料をお返しします。また、受講日の変更も速やかにご連絡ください。

**６．修了証明書**　　　修了者については、事業者あての修了証明書を発行致します。

**７．携 行 品**　　　　受講券及び筆記用具を持参して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 講習会場 | 島田市地域交流センター歩歩路 |

**島田労働基準協会開催**

**新入者安全衛生教育講習会　受講申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 | | |
| 年 | 月 | 日 |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社名 |  | |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） | |
|  | |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお願いします。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。